所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公 告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年3月26日 山形地方法務局 登記官 一 戸 貢 記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
3 9 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 3 5	山形市大字常明寺字浦山80番1
3 9 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 3 6	山形市大字常明寺字浦山80番2
3 9 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 3 7	山形市大字常明寺字代292番1